

堺市議会議員及び市長の倫理に関する調査会による意見書が提出されました

堺市議会議員及び市長の倫理に関する調査会（会長：村田 昌之）から市長に対し、別添のとおり「令和 7 年資産等報告書等に関する意見書」の提出がありました。

意見書は、令和 8 年 4 月 8 日（水）から以下の堺市ホームページ、市政情報センター（堺市役所本館 1 階）及び各区役所市政情報コーナーで閲覧できます。

https://www.city.sakai.lg.jp/shisei/gyosei/shingikai/somukyoku/gyosei/rinrichosakai/kaigiroku/r7_kaigi/index.html

1 提出日

令和 8 年 3 月 24 日（火）

2 提出者

堺市議会議員及び市長の倫理に関する調査会 会長 村田 昌之（市民選出委員）
副会長 大西 耕治（議会選出委員）

3 意見書

市議会議員及び市長は、それぞれ「堺市議会議員の倫理に関する条例」「堺市長の倫理に関する条例」に基づき、資産等報告書等（資産等報告書、所得等報告書、関連会社等報告書、資産取引報告書）を作成することが定められています。

堺市議会議員及び市長の倫理に関する調査会では、市議会議員及び市長により作成された資産等報告書等の審査を行い、その結果を意見書としてまとめ、市長へ提出します。

問 い 合 わ せ 先	担 当 課：総務局 行政部 行政総務課 電 話：072-228-7010 ファックス：072-222-0536
----------------------------	---